

**医療法人むつき会  
むつき医科歯科在宅クリニック  
訪問リハビリテーション**

**重要事項説明書  
料金表**

## 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業者が提供する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」といいます）の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

法人の名称	医療法人 むつき会
主たる事業所の所在地	〒963-8034 郡山市島二丁目7-8
電話番号	024-927-5530
法人の種別及び名称	医療法人 むつき会
代表者職	むつき医科歯科在宅クリニック 院長
代表者指名	武田 寛人

事業所の名称	医療法人 むつき会 むつき医科歯科在宅クリニック
事業所の所在地	〒963-8034 郡山市島二丁目7-8
事業所の電話番号	024-973-5980
介護保険事業所番号	0710317751
指定年月日	令和6年3月1日
通常の事業の実施地域	郡山市内

### 2. 従業者の概要

訪問リハビリテーションに勤務する職種、員数は以下の通りになります。

- (1) 管理者 医師 1名以上
- (2) 理学療法士または作業療法士、言語聴覚士 1名以上

### 3. サービスの提供時間

月～金曜日	8:30～18:00
土曜日	8:30～12:30
日・祝日	休み
営業をしない日	お盆・年末年始など法人の指定する日

### 4. 事業の運営方針

通院によるリハビリテーションのみでは、居宅内におけるADLの自立が困難である場合などケアプランの作成にあたり、訪問リハビリテーションが必要と判断された方を対象に訪問します。訪問リハビリテーションの提供を通じて、利用者が可能な限り住み慣れた居宅で日常生活の営みを継続できるように支援いたします。

### 5. 利用料金

- (1) 当事業者の事業の提供（介護保険適用部分）に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険法定自己負担額分（別紙1参照）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。
- (2) 介護保険制度が改訂された場合の改定料金につきましては、本同意書をもってその内容に同意したことになります。（改定料金は書面の料金表をお渡しします）

(3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。

(4) その他の費用

事業を提供するため利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

(5) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月 15 日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、月末までにお支払い下さい。お支払方法は、指定口座へのお振込、当クリニック窓口でのお支払いまたは訪問時に現金でのお支払いとなります。(お振込み手数料は自己負担となります)

(6) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を 償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

## 6. サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ① 当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の従業者が利用者の居宅に伺い、当事業者の事業の内容等についてご説明します。
- ② この説明書により利用者からの同意を得た後、サービスの提供を開始します。当事業者の従業者は訪問リハビリ実施計画書を速やかに作成します。
- ③ 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の 1 ヶ月前までに文書で申し出てください。
- ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合はサービス終了日の 1 ヶ月前までに、文書により利用者に通知します。
- ③ 自動終了  
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
  - ・ 利用者が亡くなったとき
- ④ その他
  - ・ 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
  - ・ 利用者がサービスの利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

## 7. サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) リハビリテーション（心身機能の評価及び機能訓練、日常生活動作の評価及び動作訓練）
- (2) 住宅改修や福祉用具の選定などの環境調整
- (3) 家族や介護協力者への介護指導

サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明します。リハビリテーションを行うにあたっては、医師の文書による指示に従います。

## 8. 従業者

- (1) 従業者は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (2) 利用者はいつでも従業者の変更を申し出ることができます。  
(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)
- (3) 当事業者は、従業者が退職する等正当な理由がある場合に限り、従業者を変更することができます。

## 9. 緊急時の対応

事業の提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 苦情処理

利用者は、当事業者の事業の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

相談先	窓口	電話番号
医療法人 むつき会	訪問リハビリテーション管理者	024-973-5980
国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	024-528-0040
郡山市役所	介護保険課	024-924-3021
(社福)福島県社会福祉協議会	福島県運営適正化委員会	024-523-2943

## 11. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残します。
- (3) 事業者は、利用者に対する事業提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 災害発生時のサービス対応

災害によるサービスの中止・開始時間の変更については下記が想定される時に検討します。

中止・開始の遅延	
中止の判断	サービス提供地域に大雨特別警報が発令中（予測される時）
	サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中（予測される時）
	サービス提供地域に大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中（予測される時）
	上記以外でサービス提供場所に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
	周辺地域の学校の休校等（感染症対策も含め事業者及び従業者の確保が困難）
	大規模停電により信号機が作動をしていない時
	大規模な地震発生などにより提供場所に向かうのが困難な場合
開始の変更	サービス予定時間後の天候状況回復により、提供が可能と判断された時

（1）利用者（家族）への連絡が前日までに行える場合（事前予測が可能な場合）

前日までに明らかに翌日の営業の中止・開始時間の変更の可能性がある場合は「電話」でお知らせします（可能性の事前連絡であり、最終決定は当日の電話連絡となります）

（2）利用者（家族）への連絡が当日となった場合

災害時の当日のサービスの中止・開始の延期については、サービス提供時間前に従業者より直接電話を致します。

## 13. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業者は、サービス提供中に事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報致します。

14. 介護サービス第三者評価の実施有無　：　有　・　無

## 別紙1 利用料金

当事業者は介護報酬告示上の額を利用料金として請求します。利用者によって介護保険給付サービスの利用負担割合が異なりますので、介護保険証の負担割合をご確認ください。

サービス内容	基本料金(1回20分)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション	3,080円	308円	616円	924円
介護予防訪問リハビリテーション	2,980円	298円	596円	894円

- 当事業者の事業の提供（介護保険適用部分）に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険法定自己負担額分です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。
- 上記の料金表は、1回20分実施した場合の料金となっています。1日2回（40分）利用の場合は、料金が2倍になります。
- 介護保険制度が改訂された場合の改定料金は書面でお渡します。
- 利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。
- その他の費用  
事業を提供するため利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

（重要事項説明書・料金表）  
令和6年7月1日初版作成  
令和6年10月15日改定  
令和8年1月1日改